

「宿泊税に関する説明会」 議事録

日時	2026 年 8 月 4 日（火） 13 時 00 分～14 時 30 分
場所	伊勢市ハートプラザみその ウェルフェアホール（多目的ホール）
出席者	36 名（うち、宿泊事業者 24 名）
伊勢市	産業観光部 観光振興課 総務部 課税課、収納推進課

配布資料	・ 事項書 ・ 宿泊税に関する説明会（投影資料） ・ 参考資料 宿泊税に関するアンケート結果（6 月 12 日集計）
------	--

司会)「宿泊税の説明会」を開催いたします。説明会の開始に先立ちましてご挨拶いたします。

事務局) お忙しい中、ご参加いただきありがとうございます。まずは熊本地震の被災者の方に心よりお見舞い申し上げます。一昨日、式年遷宮一年次の行事を無事終えることができました。今回のお木曳行事は全国的に注目を集め、7月までの統計で神宮参拝人数は昨年比12%増となっています。この好機を逃さず、皆様のお力を借りながら観光振興を進めていきたいと考えております。宿泊税については5月の説明会でいただいた意見を踏まえ、税制度や使途の考え方を市議会に説明しています。本日は市議会に説明した内容を皆様にご説明いたします。是非とも前向きな意見交換をよろしくお願いいたします。

司会) それでは、事項書の2について事務局より説明いたします。

(略)

司会) これより、事項書3の意見交換に進ませていただきます。初めに、前回の意見交換の際に回答できていなかった内容について事務局より説明いたします。

事務局) 前回の説明会で後日確認する事項であったり、当日ははっきりお答えできていない質問があったので、改めて回答します。

まず一つ目ですが、法定外目的税を制定するにあたり、総務大臣の同意が必要となりますが、その処理基準に関して、総務大臣が同意しない基準の一つとして「住民の負担が著しく過重になること」が地方税法上規定されており、この「住民」とは誰を指すのかというご質問がございました。これについては、住民というのは納税者の方、宿泊税の場合は宿泊者の方であるということを総務省にも改めて確認させていただきました。ただし、宿泊税は宿泊事業者様に特別徴収義務者として徴収事務を担っていただくものでございますので、宿泊事業者様の協力が不可欠であり、ご理解いただくことの重要性は重く認識をしています。

二つ目が、宿泊税の徴収に係る経費は経費計上しても良いのかというご質問でございます。これについても、税務署に確認をいたしまして、宿泊業を営む経費であれば、経費計上できるものと確認をしております。宿泊税の徴収に係る経費も同様でございます。

司会) それでは意見交換に移ります。まずは、宿泊事業者の皆様から質問・ご意見をお伺いさせていただき、その後その他関係者の皆様からお伺いさせていただきます。発言を希望する方は挙手をお願いします。また、ご発言の前に施設の形態（ホテル、旅館、民泊 等）を述べていただいた上で、ご発言をお願いします。

参加者) 免税点について、1人1泊当たり5,000円未満の宿泊は課税対象にならないということですが、お盆の時期などは値段を上げています。その時に宿泊費が5,000円を越えたときは徴収することになりますが、その場合、その施設は設備の投資などの使途の対象となるのでしょうか。

事務局) 資料の7ページの表の宿泊促進事業や一年を通じた宿泊型観光推進事業というところの関係のことと思います。先ほどの説明のとおり、④から⑦の使途は税収の2割以上を充てることを想定しており、具体的な制度設計は今後検討を進めることとしておりますが、宿泊税をご負担いただいた方々がメリットを享受する事業を考えています。事業者によっては、年間を通じて全ての宿泊が課税対象となる場合とそうでない場合があると思いますが、宿泊者のうち一部でも負担いただいているということであれば、事業の対象となると考えています。

参加者) 施設の規模が小さく、2人で経営しているため、導入するとなると納税や帳簿管理など大変です。そもそも宿泊税を導入する前に既存の予算の見直しを行うことが重要ではないでしょうか。先日新しくできた歴史博物館に行きましたが、あまり人がおりませんでした。歴史博物館の建設にはいくらかったのでしょうか。

事務局）伊勢市歴史博物館建設経費に関し、いま正しい情報をもっておりませんので現時点では回答することができません。既存の予算の見直しについては市全体の歳出については毎年度必要な見直しは行っており、今後も継続して実施することは前提としています。

参加者）五十鈴川公園に新しい立体駐車場を建設することも聞いてます。建設には 30 億以上かかると聞いています。その費用があるのであれば、宿泊税のような新しい財源の検討は不要ではないでしょうか。日ごろの仕事のやり方を見直していただき、その上で必要が出てきた際に新たな財源の検討という話になるべきではないでしょうか。

参加者）私の施設は 1 人 1 泊 5,000 円未満なので、免税に該当しますが、宿泊税の導入には反対です。免税点を設定してきた意図についても、宿泊費の安い施設の意見が多かったから、免税点を示すことで意見をなくしたいということなのだと思います。導入後に見直して、これらの施設も対象とする考えではないかと思っています。我々は今後も宿泊事業を続けていくことになります。前回の説明会でも発言しましたが、私たちは今でも多くの税金を払ってます。所得税、住民税、消費税、法人税、法人住民税と 5 種類は払っています。それに加えて、6 種類目を払わそうとしてるわけです。

今払っている税金を使って、伊勢を盛り上げたいのであれば盛り上げてください。本当にやめていただきたい。

参加者）今年の 9 月議会に宿泊税の条例案を提出される予定でしょうか。

事務局）9 月議会ではまず本日の説明会の内容をお伝えする必要があると考えています。それ以降、条例案を提出するか判断をすることになります。時期については現時点ではお示しできる情報はありません。

参加者）9 月ということもあり得るのですか。

事務局）できるだけ早期に導入をしたいという思いはありますが、本日の説明会の内容も踏まえての判断になります。

参加者）9 月議会に提出した場合は来年の 4 月からの導入になりますか。

事務局）一般的な想定の話になりますが、条例可決後に税制度の周知や事務手続きの説明、システム改修補助金の受付やシステム改修も必要となってくるので、その期間は設けることとなります。仮に 9 月議会で条例が可決されたとしても、来年の 4 月に課税開始するのは厳しいと思っております。

参加者）宿泊税セミナーで講師の方から宿泊税についてはフリーライダー、いわゆる税金を払わない方たちも恩恵を受けることになるという説明がありました。講師の方はフリーライダーの問題があったとしても、宿泊者が増加することが良いことなので、宿泊事業者は手間が増えるが、ちょっと我慢してくださいというような説明があったかと思います。今回提案のあった 50 万円のシステム改修で我慢してくれという感じなのではないでしょうか。特別報償金についても、私の施設は全てがクレジットカードでの支払いなので 3%では損をし続けるということになります。システム補助金はありがたい提案ではありますが、私の施設では活用しきれないと感じています。

使い道ですが、フリーライダーにならないように宿泊された方や宿泊事業者へ全てを使うのでしたらいいと思いますが、恐らく半分以上は日帰り客の方も恩恵を受けることになるような内容ではないでしょうか。導入後の使い道の検討については、太宰府市が良い取り組みをされております。太宰府市では年に 3 回ほど、市と宿泊事業者が協議をして、お互いに納得できるように使途を決めています。残念ながら導入されることになったとしても、具体的な使途を宿泊事業者と協議していただけないでしょうか。宿泊事業者の負担はかなり大きいので、使途の協議については約束してほしいと思います。

事務局） 資料 7 ページの④から⑦の部分が宿泊者あるいは宿泊事業者が主に受益となる事業と想定しておりますが、これらの事業に毎年度税収の 2 割以上予算として配分していきたいということをお伝えさせていただきました。税制度上、特別徴収事務報償金として現金でお返しするというのは難しいという前提がありますが、宿泊事業者に負担が大きいことは理解しております。そのため例えば、平日限定の割引クーポンキャンペーンなどの事業を実施したときに、特別徴収事務報償金や観光振興協力金という形ではないものの、宿泊者に直接的なメリットになると整理したところです。また 100%宿泊事業者や宿泊者のために使うなら良いがというご意見ですが、以前の説明会でも提案のご意見をいただいたような文化資源も含めた地域資源の磨き上げにも力を入れていきたいと考えております。これは資料 6 ページの③が近いと思います。観光資源の磨き上げや外部コンテンツの連携は確かに宿泊事業者だけにメリットがあるわけではありませんが、持続的な観光地づくりとしては重要であると考えています。地域全体の魅力を向上させて宿泊増進を図りたいと考えております。導入するようであれば継続して会議体を持ってほしいというお話ですが、宿泊事業者の皆様の声を継続して聞く機会は設けていきたいと考えております。

参加者） そういう意味ではなく、市側が決めるのではなくて、具体的な使途を事前に協議したいという意味です。太宰府はこの点においていい例だと思うので、視察等で研究してください。

事務局） 他市では DMO や宿泊事業者組合等の意見を事前に聞いて使途案を決めているところもあります。そういった例も含め今後検討いたします。

参加者） クレジットカード決済の運用が 100%なので損をし続けることになるという問題についてはどのように考えているのでしょうか。

事務局） 税制度としてカード決済の手数料分を 100%補填することはできないのが正直なところです。ただ、④から⑦の使途を活用いただくことによって、還元したいと考えております。それに加え、一人でも二人でも宿泊者が増加して欲しいと考えております。

参加者） 手数料としては宿泊事業者が余分に負担し続けるということでしょうか。

事務局） 手数料の部分だけを見るとそのようになってしまいます。宿泊促進や環境整備をして一人でも多く泊まっていただき利益を上げていただきたいと考えております。

参加者） 罰則規定のことで教えてください。条例案には本日の資料の文面が記載されるということでよろしいでしょうか。

事務局） 資料は概要を示したものですので、条例の文案とは異なります。

参加者） 具体的にどのような文面になるのでしょうか。

事務局） あくまで現時点での想定ということでご理解ください。～条例案読み上げ～

参加者） 以前いただいた条例案の概要では、天災等が発生した場合の減免規定が設けられていましたが、罰則規定の部分には天災等の不可抗力事由についての記載がありません。実際の運用では罰則規定は適用されないのだと思いますが、それが明文化されておられません。これは罪刑法定主義に反しているのではないのでしょうか。

事務局） 罰則規定は悪質な義務違反を想定したものです。条文については先行市と同様の規定とする予定です。また条例上、罰則規定を設ける場合は検察庁にも協議をして了承を得ることとなります。

参加者） 天災等によって帳簿等の記載ができない時に罰則が適用されないことが明文化されていないのではな

いですか。

事務局） 軽微なミスや制度の不慣れによる不備、天災等やむを得ない事情がある場合に適用する意図はないことをご理解ください。

参加者） 2 年前から何度も言っていますが、観光振興のために今何が足りなくて、これから何が必要か、それにどれだけの費用がかかるのか、それに対して支出の見直し等を行ったうえで現状いくら足りないのか、それを算出して、結果的にこれだけ不足するので宿泊税を導入したいという説明であればまだ納得できますが、これまでも全く示されておりません。これは総務省の通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」の第 5.2（2）の要件を満たしていないのではないのでしょうか。

事務局） 各事業の規模については毎年度検討していくことになりますが、ある程度幅をもった金額設定が必要になってくると思います。今後、少子高齢化で人口が減っていく中で、ご遷宮を契機として観光客が増えていくに当たり、受け入れ環境の整備が必要になってきます。新たな事業に着手する際に市民による税負担ではなく、観光交流の力も活用して進めていきたいという思いです。総務省協議でも、今後観光需要が伸びて財源が必要になることは説明していきます。具体的な事業金額をお示しする段階にないことはご理解ください。

参加者） 使途の費用感を示してもらおう事だけでなく、本当に財源が不足しているのか、いくら不足しているのかが検証されていないのではないのでしょうか。既存事業の見直しによって宿泊税を導入しなくても実現できるかもしれません。難しい話かもしれませんが、宿泊税を導入しないと財源が不足していることが数字で証明されておりません。今のままでは総務省の通知文書にある「財政需要があること」が立証されていないのではないのでしょうか。条例が可決した場合、その条例可決後に条例に関する不備が出た場合その責任の所在はどこになりますか。

事務局） 条例が可決した後、すぐに施行できるわけではなく、総務大臣の同意を得なければいけません。総務省への説明責任も含めて行政側にあると思います。どれだけ不足するかという点については、例えば使途の資料に「安全安心かつ快適な宿泊促進事業」とありますが、今後南海トラフも心配される中、災害があった際に各宿泊事業者様に非常用電源の利用であったり、避難者の受け入れ等をお願いしなければならないことも考えられます。そういったことにも財源は必要となってきます。このようにやらないといけないことはたくさんあると思っています。

参加者） 理屈はわかりますが説明になっていません。宿泊税の導入は我々にとってはかなりの負担になります。免税点を入れたことにより、素泊まり料金を算出するために食事代等を除く手間も増えることになります。例えばこども料金を大人の何%といった設定にした場合、それが 5,000 円を超えるかどうかという判断を自動ではできないので、設定をサイトごとに行わなければなりません。このような負担をこちらに負わせるのであれば、それなりの理由を説明いただけないと納得できません。抽象論であればいくらでも使い道は想像することができます。市においても毎年度の予算要求の際、数字の書いていない使途の資料で予算要求を行うつもりでしょうか。あなたたちは今苦労すれば終わりですが、我々はこれからずっと苦労することになります。事務局の説明は答えになっていません。

参加者） 伊勢市の検討は最初から平等を重視して進んでいたと思うが、免税点を導入することで、一律定額が平等なのか疑問を感じています。1泊 6,000 円の宿泊でも 200 円、1泊 60,000 円でも 200 円となる制度が本当に平等なのでしょう。使い道については、これまでの予算に加えて新しい事に使うということはもっとアピールしてください。鳥羽市が宿泊税を活用して行ったクーポン事業は閑散期であった 7 月中旬ごろにも多くの宿泊者がいたと良い成果を聞いています。使い道については委員会を作って揉んでいくということで、市としてもその考えは変わっていないと聞いてますが、直近の説明会等では資料でも全く触れられていないと思います。今までの財源にプラスして宿泊の PR をするというのもっとアピールしないと、使い道が分かりにくいままではないのでしょうか。また、旅館組合の決定事項ではないですが、私の意見としては一律 200 円というのは不平等ではないかと思っています。個人で経営しているところ、大企業が運営しているところとでは資本が違います。平等を重視するのであれば、

弱い施設を守ることと考えて欲しいと思います。免税点がなければ平等を重視した制度であると理解できるが、免税点の導入を検討するのであれば、一律定額の部分も検討しないと理解が得られないのではないのでしょうか。

事務局） 制度については去年の6月に「一律定額で免税や課税免除なし」というご説明をした際に、民泊の皆様のご意見を十分に聞き取れていなかったという反省のもと議論を進めてまいりました。その中で、低廉な価格帯の宿泊に対しては200円の税額であっても厳しいというご意見やアンケート結果もあり免税点を設定することとしました。基本的な考え方は一律定額で皆さんに負担していただくことと考えておりますが、一部の低廉なところに関しては配慮が必要であると考えた経緯があり、現在の制度案に至っております。今考え得る中では市としてはベストプランであると考えております。ご意見をいただいたとおり、全国的には何年かに一度、社会情勢を踏まえて制度設計を見直していますので、今後も皆様のご意見も重視しながら制度設計についても相談させていただきたいと思っております。

参加者） 今回説明のあった制度内容は決定しているものではないということでしょうか。

事務局） 一律定額200円で免税点を設けることは、現時点では決定しているものではありませんが、市としてはこれが今のベストプランと考えております。

参加者） 免税点が設定される時点で平等ではなくなっているはずです。現在の制度内容では5,100円の宿と60,000円の宿が同じ200円となります。冷静に考えたら見直さないと説明が付きません。このままの制度内容でいくのであれば、今日から反対に回ることとなります。

事務局） 今は200円定額という考えですが、見直しについても何度もご意見をいただいております。5年を目途にとお伝えしておりますが、社会情勢の変化があればその時点で見直すことも考えております。現時点ではこの制度設計でご理解いただきたいと考えております。

参加者） 課税するということには今まで賛成派でできていました。ただ、5年後に見直しとなるとそこから決定までに何年かかるのでしょうか。検討委員会の段階からその都度見直しという言葉に変えてもらえないかと意見を言っていました。見直しを図っても議会などの手順を考えると制度が変わるまで2年程度は必要になるかと思います。5年ごとに見直しということであれば、制度変更までに7年かかるということではないのでしょうか。現在の制度内容に市が拘る理由が分かりません。

事務局） 見直しというのは5年後から開始するのではなく、5年後に向けて議論は先んじて行うものと想定しております。意見交換は課税開始後から随時させていただきたいと考えています。

参加者） 導入当初から段階的定額制にできないのでしょうか。

事務局） 段階的定額制についても議論はいたしました。今回免税点を設けるという検討をする際に、素泊まり料金を基に税額を計算いただかないといけないということで、価格帯が免税点付近にある事業者様には手間をおかけすることになりますが、明らかにそれ以上の施設については、計算しやすい人数×200円ということで事務負担を少しでも減らせないかなと考え、段階を設けないという判断をさせていただいたところです。

参加者） 各組合に対して、素泊まり料金について検討してくださいということを提示されておりますか。

事務局） 検討委員会の段階から、免税点や段階制にする場合は基本になるのは素泊まり料金であるという考え方を示しておりますので、まずはそこが前提としての協議だったと認識しております。

参加者) では、素泊まり料金の算出について組合で話合ったうえで、一律定額制か段階的定額制か決定してもいいのではないですか。組合員の多数が段階的定額制を望むのであれば、全て仕切り直しとなってしまいます。使途や免税点の部分はいい方向に進んでいるが、そもそもの税率に納得いかないので議論がやり直しになってしまいます。今回の意見は組合としての意見ではなく個人の意見として話をしております。伊勢旅館組合、二見町旅館組合を合わせれば20件以上はあると思います。組合員の多数が一律定額200円でいいというのであれば大丈夫かと思いますが、どのような意見聴取で制度案を決定しているのかが疑問に感じます。

事務局) 検討委員会の中でも素泊まり料金が基礎になるということで議論を進めております。食事付きの宿においては素泊まり料金が算出しにくいという意見もいただいておりますので、明らかに免税点以上の施設については、少しでも事務負担が少ない状態でスタートしたいということで段階を設けない制度案としてのご理解いただきますようお願いいたします。今後は段階制にするのか、した場合にどこで線を引くのか、税額をどうするのかというところは改めて検討していく必要はあると認識しています。

参加者) 検討結果を次の会議までに返答いただかないと先には進めないと思います。私の施設の会計ソフトの会社に聞きましたが、段階的定額制であっても、私の施設の会計ソフトに関しては改修はそこまで大変ではないという答えをもらっています。

事務局) この点については改めて検討させていただきます。組合の皆様にもまたお話を伺いたいと思います。

参加者) 説明会を何度かする中でいつの間にか免税点ができたり、最初はやるかやらないかという論点だったのにそれがいつの間にか導入する前提の説明になったりしていることに対して疑問に感じています。3つの質問と1つの意見があります。1つ目の質問は宿泊料金の定義についてです。例えば料金が1人15,000円であった場合、素泊まりで5,000円、食事で5,000円、駐車料金5,000円といった料金設定の場合、この場合は無税で間違いないでしょうか。2つ目の質問は、特別徴収義務者に対して50万円の補助金が交付されるとありますが、当初は特別徴収義務者であったけど、導入されてから素泊まり料金を5,000円未満とした場合、その場合は補助金の返還は求められるのでしょうか。3つ目の質問は使途に関してです。税収の2割を宿泊者や宿泊事業者にメリットのある事業に充当すると説明がありましたが、資料6ページと7ページで使途の違いが分かりません。どちらにも当てはまるような事業もあると思いますが、どのように区分するのでしょうか。4つ目は意見です。鳥羽市と志摩市も宿泊税を導入するようですが、伊勢市は課税しないとすればそれはメリットになるのではないのでしょうか。

事務局) 1点目の質問について回答します。免税点は5,000円未満ですので、4,999円までが課税対象とならないということになります。ご質問のケースで、仮に宿泊料金が4,900円、食事代が5,000円、駐車場料金が5,000円だった場合は、宿泊税の課税対象外となります。宿泊料金は食事代や遊興費、セットプランのチケット代、会議室の使用料、お客様が別途支払われるクリーニング代、チップなどは含まないものになります。2点目の質問についてですが、導入時のシステム整備費補助金のお話かと思います。まず、5,000円の免税点を導入した場合、年間を通じて5,000円以上となる宿泊プランがないことが確実である施設は、申請をすることで特別徴収義務者としての登録を免除することとなると想定しています。仮に一年間でハイシーズンのみ5,000円以上となるといった施設は特別徴収義務者として登録をしていただくことになります。特別徴収義務者に登録される予定の事業者に対しては宿泊税導入時の負担軽減としてシステム整備費補助金の交付を考えています。詳細な制度設計は今後検討しますが、補助金の交付を受けた後に宿泊料金の値下げをしてすべての宿泊プランが5,000円未満になった場合に、補助金を返還いただくことを現時点では想定していません。

事務局) 3点目の質問について、使途の部分ですが、①から③も宿泊者の方にメリットはあると思いますが、分かりやすく直接的に宿泊者や宿泊事業者にメリットがあるものとして④から⑦を挙げています。ご意見の通り、①から③につきましても、濃淡はあるものの結果的には宿泊者あるいは宿泊事業にもメリットがあるものとは思っています。

参加者） 先ほどの宿泊料金に関して、例えば食事代込みで 15,000 円の場合で、宿泊料金を 4,999 円にして、残りは他の経費とすれば、考え方によっては市内の全事業者が免税となることもあり得るという考えでしょうか。確認ですが、補助金については補助金をもらって 1 年後に宿泊料金を値下げして登録が免除されるような事業者になったとしても補助金は返さなくてもよいということでしょうか。

事務局） 宿泊料金の算出方法について、基本的には事業者の算出方法を尊重したいと考えております。ただし他の税目と同様に、市には税務調査の権限があります。その中で、極端に宿泊料金を低く抑えられているようなケースが見受けられた場合は確認させていただくことになると考えております。

参加者） 値段は事業者が決めるものである以上、極端に抑えられているという判断は市はできないのではないのでしょうか。どのような判断基準となるのでしょうか。

事務局） 宿泊料金は事業者が決めるものですので、明確な線引きは難しいとは思いますが、宿泊に必要な料金設定が高額なのに申告・納入がない場合などは調査をさせていただく可能性はございます。

参加者） 事業者が自由に決める料金設定の妥当性は市が勝手に判断はできないと思います。逆に宿泊料金を一律に決めるのはカルテルで違法なのだから、事業者がいくらに設定するかは自由でそれを不当かどうかなんていう判断をなぜ市役所ができるのでしょうか。

事務局） 基本的には、事業者様の算出方法を尊重させていただくことになります。

参加者） それなら事業者全てが免税となる可能性があるということでしょうか。はっきりお答えください。

事務局） 理論上はあり得るということになります。

参加者） わかりました。その次の交付金についても、交付金をもらったあと、1 年後か半年後かわからないですけど、値段変えますとなったときには、交付金は返さなくてもいいという考えで間違いありませんか。

事務局） 制度設計の詳細については今後検討していくことになりますが、返金をさせていただくことを現在のところ想定しておりません。

参加者） 3 点聞かせてください。まず、宿泊税システム整備補助金に関して、この金額では到底改修ができません。前回のアンケートで意見を書いてくださいということだったので改修には多額の経費が必要であることを記載しました。また市の方にも説明しています。このアンケートの内容についてなぜ公表をしていないのでしょうか。またシステム整備補助金以上に必要となる経費については支援いただけるのでしょうか。次に、観光振興に対する協力金制度について、これは免税となる方も対象となるのでしょうか。最後に、免税点についてはこれまでの会議では一切説明がなかったにも関わらず今回示されたのは、志摩市が免税点を導入する方針を示しているから伊勢市でも同額を免税点としている経緯があると思います。これまで免税の話については、一向に話を聞いていただけない状態だったのに、急に前回から導入を検討していると説明がありました。これについては、スタートに戻って考えるべきではないでしょうか。今までの説明会で議論した内容は一体何だったのかも含めて説明していただけないでしょうか。

事務局） システム補助金の件ですが、交付限度額は 50 万円としております。事業者が必要とする経費を全て支援することが皆さんにとって一番望ましいことであるとは思いますが、今のところはそれ以上を支援することは考えておりません。

参加者） アンケートについては結果を公表していないのでしょうか。意図的に公表していないのは悪質だと思います。

す。アンケート結果を根拠として対策を検討するのにも、市の判断で載せる載せないを決めることは適切ではないと思います。

事務局） 意図的に結果を公表していないという考えはありません。

参加者） 説明会の後で話をしたときに、載せてないですって言い切っておりますが覚えていませんか。アンケートの結果等もきちんと報告いただかないと、議員さんたちは市が出してきた書類を正しいものとして判断していると思うので、根底から覆されることとなります。これまでもそういうことをしないでほしいと何度も意見を言っています。一番最初に開催された説明会でも市議が傍聴に来られることも拒否されておりました。補助金については 50 万円を超える経費は見えていただけないということですが、それならこちらが相当な金額を出さないといけない。そういうことも配慮していただけるんですかという質問です。観光協力金に関して、特別徴収事務報償金と同額を支払うところですが、これは免税点未満の事業者にも払われるのでしょうか。免税の方に払われるのでは根本から覆ると思います。

事務局） 観光振興協力金については、宿泊税を納入していただいた事業者に対してお支払いをするものと考えております。

参加者） 前回伺ったときは、これは観光に関するアンケートなどに回答してもらうことに対するものなので、協力があつたら払わざるを得ないのではないかという話を聞きました。当局側ではっきり答えを出した上で資料を出してもらわないと疑心暗鬼になりますし、免税点についても最初から議論すべきだったのではないのでしょうか。伊勢市が 4 月に課税を始めたいがために、まともな議論をせずに決めた路線で進めたから今になってこのような問題が発生しているのではないのでしょうか。事業者の意見を汲み取った上で議論したら、こんな問題にはならないのではないのでしょうか。公平性のことで話をさせていただくと、伊勢市は年間約 1,000 万人来訪されている中で、宿泊されるのは最大約 1 割です。それから免税をすればもっと割合が減っていきます。1 割に満たない方に全ての費用を負担させるところが、平等ではないと思います。

事務局） アンケートについては事前意見としてご回答いただいた内容をホームページに掲載しております。

参加者） 回答した金額についても掲載されていますか。説明会で配布された資料には一切載っていなかったです。

事務局） こちらで改ざんはしておりません。

参加者） ではなぜ会議の時の資料には載ってなかったのでしょうか。説明会後の話ではあまりにも金額が大きかったので「それは本当ですか」と聞かれたので、本当ですと回答しています。

事務局） 説明会後に個人的に話をした内容とアンケートとして意見集約したことは別の話です。

参加者） 配布された会議資料には載ってませんでした。そのあとホームページに載せられてたら分らないです。そこまで確認してませんので。

事務局） アンケートについてはそのまま掲載しております。

参加者） では、説明会の資料からは抜けてただけということでよろしいでしょうか。それで後日ホームページに載せられる資料には載せたということですね。わかりました。

事務局） 説明会の際の答えを正確には記憶しておりませんが、そう答えたとおっしゃるのであればそうかもしれませ

ん。ただ、意図的に隠す、改ざんするといった意図は全くございませんのでご理解ください。

参加者） そのときの資料には載ってなかったんですけど、ホームページには載ってたということですね。

事務局） 1月20日の意見交換会での皆様からご意見お寄せいただいた中の一つだったかと思いますが、配布資料と全く同じ内容をホームページにも掲載しております。当日は、質問だけを並べた形で資料をお配りしております。質問に対する回答の記載がなかったため、それに対してご意見いただきましたが、質問等の内容はいただいた文言の通り掲載しております。それと同じものをホームページにも掲載しています。

参加者） 後ほど配布いただいた資料を確認させていただきます。

事務局） 宿泊税の導入に際して、免税点について当初から議論すべきではなかったのかなというご意見ですが、宿泊税につきましては先ほどからご説明させていただいております通り、これから伊勢市は人口減少が加速していく中で、伊勢の産業、特に観光産業は皆様のご協力によりお支えいただいているところでございます。人口減少となりますと、市税の収入も少なくなります。そこで伊勢市として特色のある観光を支えていく財源として、宿泊税の導入について皆様にご説明をさせていただいております。税収が減っていくと観光に費やされる予算も少なくなるのではないかとご心配もある中で、宿泊税によって財源をしっかりと確保していくという観点から提案させていただいてまいりました。そういった中、皆様には様々なご負担、ご苦勞をおかけするということになるかと思えます。その点につきましては大変心苦しく思っておりますが、しっかりと皆様とともに、この自然豊かな観光資源の大変豊富な伊勢市を持続可能なまちにしていきたいという思いで、この税制もご提案をさせていただきました。説明会でご意見を賜る中、やはり低価格の宿泊者の方もたくさんお見えになることが分かりました。そういった意見を踏まえたうえで、しっかりと税収を確保し、観光振興を進めつつ、一定の負担を軽減していくという観点で、免税点を今回の皆様にお示ししております。議論に至りましては、様々な検証や、他の事例もいろいろと勉強した上で、この形で皆様にご理解をいただけないかということで、今回皆様にお示したというのが現状でございます。

参加者） 今日の説明会でも今の現状の制度で賛成しますと意見はなかったかと思えます。もう少し細かく内容を詰めて、膝と膝を突き合わせてやるべきじゃないですか。パークアンドバスライドについてもこれは特別会計であることは議員さんから教えていただきました。赤字の時も黒字の時もあると言っていました。何かこれができないから無理じゃなくて、本当のことを説明していただき、この状況を今の収支のバランスを見て、これができてないからこれぐらい費用がだから、皆様ご協力してくださいという立場を見せいただければいいですけど。今でも国からの補助金もらいながらいろいろやっていただけてますけど、成果の出ないような事業も多いと思います。事業に関しては評価をして、良かった、悪かった、経費をかけすぎじゃないか、そこまで議論をして考えた上で費用がないので、何としても伊勢市を盛り上げていきたいと言われるんでしたら、新しい財源について示していただいたらいいのではないのでしょうか。それであれば、皆さん身銭を切らなければ、仕方ないかなという気持ちで来ていただけると思えます。今の状況は、皆さんの中で意見がまとまってない状態だと思います。免税が出てきた時点でこの状態で皆さんの合意が取れた状況ではありません。この状態が続けば悪い方向にしかいかないのではないのでしょうか。終着点を決めるのであれば、お互い譲歩するところを出して議論をしたら、という意見もあるかもしれません。現状では、意味が分からない補助金を作って、いろんな事業をして、事業評価をしていない。この状態をもう少し見直していただきたい。それが先ほど皆さん言われてることだと思います。市の幹部には私達は伊勢市のこと愛してるから、宿泊事業者に負担がかかるが協力してくれと言われました。その際に、私たちが負担になる分は市の方も個人的に寄付できるかと聞いたらできないと即答されました。そのような状況で、私達に協力してくれと言うのであれば、自分たちもそれなりのことをやって、事業評価をして、どれが本当に必要か見直していただきたい。その上で宿泊税が必要であれば皆さんの協力で行ってきたいというのが意見です。

事務局） 貴重なご意見として賜ります。

事務局） ある程度の方を見据えた上でやっていかないといけない部分、それに対してどれぐらい経費が必要なのかというのは、議会に予算として示していないこともあり、今はなかなか詳細をお示しできない部分があります。しかしながら、どのような事業に予算を使いたい、それがどのような規模感なのか、概算としてはある程度お示しできることもあると思います。本日の意見も踏まえて検討いたします。

免税点については、志摩市の方針が出たから伊勢市も同じ内容を示したということでないことは、ご理解ください。皆さんの意見を聞いたうえで、少しでも円滑に制度が運用できることが大切であると考えております。その中で、今度は宿泊料金が高いところの税額がどうかという話もありましたので、そこについても検討していかないといけないと思っています。また、各組合の方のご意見を聞く場であったり、どこかを通じて意見を言える方法であったり、本日の会議のようにお話を聞く機会を作らないといけないと考えています。一度持ち帰ることにはなと思いますが、ご理解ください。

参加者） 今回新しく協力金が見えたとありますが、特別徴収事務報償金と同額を想定とありますが、単純に3%と見ていいのでしょうか。

事務局） お見込のとおりです。

参加者） 報償金とは違う書き方をされていることは何か意図があるのでしょうか。

事務局） こういう方がいるかどうかは別として、観光協力はしたくないという方が見えたらその方は除くこととなります。

参加者） では、すごく単純に考えると、宿泊料金が5,000円未満のときは0%で、5,000円を超えるときは、報償金と協力金を併せて6%が還元されると考えたらよろしいですか。

事務局） お見込のとおりです。

参加者） 2割以上の予算配分というのは、使途資料の④⑤⑥⑦の4つに対して2割以上ということでしょうか。

事務局） お見込のとおりです。

参加者） ということは⑥（特別徴収事務報償金、観光振興協力金）だけで6%、残りの④⑤⑦で14%ということになると思います。可能であれば、⑥だけで15%、残りの④⑤⑦で5%にしたいと非常にありがたいです。また、前回の説明会で市営駐車場の駐車料金の値上げを財源にしたかどうかという話をさせていただきましたが、それは交通の予算だから難しいという回答でした。交通から予算を持ってくることのハードルは高いだろうと思いますが、観光のため駐車料金を上乗せしてその分を観光に活用することは市の中で整理ができるのではないのでしょうか。使途としてもライドシェアや二次交通に活用するのであれば、交通部門も関係すると思います。どうしても宿泊税でなければいけないのであれば、せめて事業者の自己負担はゼロにしたいだけではないのでしょうか。自己負担ゼロになっても、そのほかのリスク、近隣市に客が流れるのではないかとというのはあります。それらについては④⑤⑥の使途で補填しますという整理をしてもらいたいと思います。

事務局） 特別徴収事務報償金については全国事例を見ながら設定をしています。協力金についても研究しながら提案をさせていただきました。やはり税制度上で飛びぬけた率を交付するというのは難しいと考えています。直接的な負担の軽減ではありませんが、ご提案させていただいた補助制度等をうまく活用していただければと思っています。また、現在の市営宇治駐車場の使用料は、内宮前宇治地区の交通渋滞解消に必要な経費を使用者に負担いただくものとして徴収しております。駐車場については整備の方針や利用料も含めて検討しておりますが、

宿泊税や宿泊促進とは別の問題であるため、分けて考えることが適切と考えております。

参加者） 前例がなくてもいいのではないですか。あるいは前例がある方がいいのであれば、駐車場料金を財源に
いてる自治体があるのだからそれを参考にすればいいのではないですか。我々の金銭的な負担をゼロにしてく
く、そこがまずスタートだと思います。それができないのであればもう一度市の中で交通部門と話を付けていただ
きたいと思います。我々は小さい施設なので 5,000 円を超えることがあまりなく、5,000 円以上となるのは繁忙期
のみ。となると、④⑤⑥の使途については宿泊事業者としてもタダ乗りになってしまいます。宿泊事業者同士でも負
担の大きい小さいが出てくると思います。免税点を設定いただいたことは個人的にはありがたいですが、全体で見た
ときにやはり不公平感が残ると思います。駐車場料金にすればすべて丸く収まると思います。

司会） これにて宿泊税に関する説明会を終了します。お忙しい中どうもありがとうございました。